

令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出に取り組むスタートアップに対し、産業の創出及び活性化並びに社会課題の解決を図ることを目的に、当該事業の用に供する新たな製品及びサービスの試作又は改良に要する経費の一部について、予算の範囲内で、令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するもののうち、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を目指すもの
- (2) 補助事業 補助金の交付対象となる事業
- (3) 補助事業者 補助金の交付決定を受けて補助事業を行うスタートアップ

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次に掲げる各号を全て満たすスタートアップであること。

- (1) つくば市スタートアップ登録制度に登録している、又は補助金の交付申請年度内に登録する見込みがある法人
- (2) 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）時点で、創業10年未満である法人

- (3) 市内に事業所（法人登記しているものに限る。）を有する法人
- (4) 市税の滞納がないもの
- (5) 補助対象経費となる新たな製品及びサービスの試作又は改良に要する経費について、当該補助金以外に、つくば市の補助金や助成金の支給を受けていないもの
- (6) 令和5年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金の支給を受けていないもの

（補助対象経費及び補助金額等）

第4条 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、新たな製品及びサービスの試作又は改良に要する経費として別表1のとおりとする。ただし、補助事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるものでなければならない。
- (2) 補助対象外経費は、別表2のとおりとする。
- (3) 補助金額は、別表3のとおりとする。
- (4) 前号補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1の会計年度において、スタートアップ1社につき1回を限度とする。

（補助事業期間）

第5条 補助事業期間は、交付決定日から補助事業完了の日までとする。ただし、補助事業完了の日は、令和7年2月14日を越えてはならない。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、令和6年6月28日とする。

- 3 規則第4条第1項第2号から第4号及び第2項第1号から第2号様式は、様式第2号とする。
- 4 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、納税状況確認同意書（様式第3号）又は市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請日以前30日以内に発行されたものに限る。）とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第4号とする。

- 2 前項の通知書には、次に掲げる交付条件を付する。
 - (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
 - (3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (4) 規則及びこの要項の規定を遵守すること。
- 3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）を通知する。
- 4 補助事業者候補者の選定は、別に定める令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助事業者候補者選定基準に基づき、様式第2号に記載された内容について事業の新規性、将来性、実現性を外部審査員3名で審査し、選定するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、前条第1項の交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の変更等)

第9条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第6号とし、補助事業等変更・中止・廃止承認の様式は、様式第7号とする。

2 規則第12条の2の市長が認める軽微な変更は、事業内容、補助金額及び補助事業期間の変更を伴わない変更とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第8号とする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 支出を証する書類（複写可）
- (2) 新たな製品及びサービスの試作又は改良を行った結果の概要書（様式第9号）及び写真

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第10号とする。

(補助金の請求)

第12条 市長は、補助事業の着手前又は完了前であっても、補助金の交付請求があった場合は、その一部又は全部を交付することができるものとする。

2 規則第15条の2第2項における、補助事業の完了後及び着手前又は完了前の補助金等交付請求書の様式は、様式第11号とする。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 規則第16条の補助金交付決定取消通知書の様式は、様式第12号とする。

附 則

(施行期日等)

1 この要項は、令和6年（2024年）5月9日から施行する。

別表1（第4条関係） 補助対象経費

機械装置・システム構築費	(1) 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費 (2) 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 (3) (1)若しくは(2)と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費
専門家経費	補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
施設等使用料	実証実験等で使用する施設の利用料等
原材料費	補助事業のために必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	補助事業のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
公租公課	上記補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税額

別表2（第4条関係） 補助対象外経費

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る機械装置・ |
|---------------------------------------|

システム構築費以外の諸経費（ただし、テスト販売費のうち、原材料費について補助対象とする。）

- (2) 工場建屋、構築物、簡易建物、ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等の取得費用、及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- (3) 再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネル等）
- (4) 設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用
- (5) 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (6) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く。）
- (7) 商品券等の金券
- (8) 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (9) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (10) 不動産の購入費、自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
- (11) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (12) 収入印紙
- (13) 振込等手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- (14) 各種保険料
- (15) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (16) 報告書等の事務局に提出する書類作成・申請に係る費用
- (17) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機）の購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。）

- (18) 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く。）
- (19) 事業にかかる自社の人物費（ソフトウェア開発等）
- (20) 国や地方公共団体の補助金等を受けている又は受けることが確定している経費
- (21) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

別表3（第4条関係） 補助金額

補助金額上限	30万円
補助率	2分の1
その他	補助申請額は、千円未満を切り捨てた額とする。

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年　　月　　日

つくば市長 宛て

申請者 所在地

名称

代表者の職氏名

令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

交付申請額 金 円

様式第2号（第6条関係）

事業概要・事業計画・收支計画書

1 事業者概要

会社名称		代表者職氏名	
所在地	(〒　　ー　　)		
資本金の額			
従業員数			
代表者略歴			
担当者名			
電話番号			
メールアドレス			

2 補助事業に関わる主たる事業概要

技術の新規性、 独自性	
事業アイディア の新規性、独自 性	
技術の競争優位 性・模倣困難性	

事業アイディア の市場性・収益 性	
技術の実現可能 性	
事業の実現（成 長）可能性	

3 製品等試作改良計画

製品等の名称	
試作改良の実施 内容	
試作改良の概略 図（改良の場合 は改良前製品等 の写真も添付）	

試作改良期間 (補助事業実施 期間)	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

4 収支計画

(単位：千円)

項目	支出金額	積算根拠	補助金充当額
機械装置・システム構築費			
専門家経費			
運搬費			
クラウドサービス利用費			
施設等使用料			
原材料費			
外注費			
公租公課			
合計			

備考

- (1) 上記の表には、製品等試作改良に係る費用の全額を記載してください。

対象経費	説明
機械装置・シス	改良・修繕又は据付けに要する経費

テム構築費	
専門家経費	補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
施設等使用料	実証実験等で使用する施設の利用料等
原材料費	補助事業のために必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	補助事業のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
公租公課	上記補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税額

- (2) 市の補助金（総額30万円を上限）を使用しない項目も記載してください。
(3) 行が足りない場合は、適宜追加してください。

様式第3号（第6条関係）

納税状況確認同意書

令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金における補助事業者の審査に際し、市税の納付状況について、つくば市備え付けの公簿により確認することに同意します。

年　　月　　日

つくば市長 宛て

(法人の方)

フリガナ	
法人名	
法人所在地	〒
フリガナ	
代表者職・氏名	
代表者生年月日	年　　月　　日

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

- 2 交付の条件
- (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 補助事業の内容を明確にするため、補助事業の実施内容がわかる書類を整備し、5年間は保存すること。
 - (3) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (4) つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要項の規定を遵守すること。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので、令和 6 年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第 7 条の規定により通知します。

記

理由

様式第6号（第9条関係）

補助事業変更等申請書

年　　月　　日

つくば市長　宛て

申請者　所在地

名称

代表者の職氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第9条第1項の規定により申請します。

1　変更年月日　　年　　月　　日

2　変更事項

3　変更理由

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

補助事業変更等承認書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止・廃止について、下記のとおり承認したので、令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第9条1項の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|-------|
| 1 承認年月日 | 年 月 日 |
| 2 承認の内容 | |

様式第8号（第10条関係）

補助事業実績報告書

年　月　日

つくば市長 宛て

申請者 所在地

名称

代表者の職氏名

年　月　日付け 第　号で交付決定通知のあった補助金に係る事業が完了したので、令和6年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 着手年月日	年	月	日
2 完了年月日	年	月	日
3 交付決定額	金	円	
4 既交付額	金	円	
5 補助対象経費精算額	金	円	

様式第9号（第10条関係）

結果概要書

試作した革新的な製品・サービス (以下「試作品」という)の名称	
試作品の機能（改良については、 改良前との機能の差異）	
試作品が社会に与える好影響	

※写真は別途添付してください（任意様式）。

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業の補助金について、下記のとおりその額を確定したので、令和 6 年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第 11 条の規定により通知します。

記

補助金額確定額 金 円

様式第 11 号（第 12 条関係）

補助金交付請求書

年　　月　　日

つくば市長 宛て

申請者 所在地

名称

代表者の職氏名

年　　月　　日付け 第　　号で確定通知（交付決定）のあった補助金について、令和 6 年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求理由（概算払の場合のみ）

3 振込先口座情報

金融機関名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

口座名義

口座名義（フリガナ）

様式第 12 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金に対し、下記の処分をしたので、令和 6 年度つくば市スタートアップ製品等試作改良支援補助金交付要項第 13 条の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|-------|
| 1 決定取消年月日 | 年 月 日 |
| 2 取消該当条項 | |
| 3 取消理由 | |